

平成24年度 市民参加の実施状況報告書(市民参加を求めなかった事項)(対象区分順)

資料1

1 市民参加の対象

- ① 条例の制定・改廃(市政に関する基本的な方針を定め、又は市民に義務を課し、若しくは市民の権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃)
- ② 計画の策定・変更(総合計画及び市の基本的な事項を定める計画等の策定又は変更)
- ③ 制度の導入・改廃(広く市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入又は改廃)
- ④ 施設の設置の策定・変更(広く市民の公共の用に供される施設の設置に係る基本計画等の策定又は変更)

2 市民参加を求めない理由

- ア 軽易なもの
- イ 緊急に行わなければならないもの
- ウ 法令等の規定により実施の基準が定められており、当該基準に基づき行うもの
- エ 市長その他の執行機関内部の事務処理に関するもの
- オ 市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの

No.	対象区分	市民参加を求めなかった事項	実施時期	対象事項の概要	市民参加を求めなかった理由	備考欄	担当課
1	①	専決処分について(安城市税条例の一部を改正する条例)	平成24年4月1日施行	地方税法の一部を改正する法律が平成24年4月1日から施行されたことにより改正する。	イ ウ オ		市民税課
2	①	安城市税条例の一部を改正する条例の制定について	平成24年6月29日施行	地方税法の一部を改正する法律が平成24年4月1日から施行されたことにより改正する。	ウ オ		市民税課
3	①	安城市税条例の一部を改正する条例の制定について	平成25年3月25日施行	NPO法人への寄附金を個人市民税の税額控除の対象にするため改正する。	ウ オ		市民税課

No.	対象区分	市民参加を求めなかった事項	実施時期	対象事項の概要	市民参加を求めなかった理由	備考欄	担当課
4	①	安城市都市計画税条例の一部を改正する条例	平成24年3月30日公布、施行	地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴う改正	イ ウ オ	臨時議会を開催する時間的余裕がなく、かつ改正内容に市の裁量権がないため専決処分による改正	資産税課
5	①	安城市防災会議条例及び安城市災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定	施行日	上位法である災害対策基本法の一部改正に伴うもの	ウ		防災危機管理課
6	①	安城市障害者扶助料支給条例	平成24年4月1日及び平成24年7月9日	外国人登録法の廃止及び児童福祉法の一部改正に伴い改正する。	ウ		障害福祉課
7	①	安城市知的障害児通園施設の設置及び管理に関する条例	平成24年4月1日	児童福祉法の一部改正に伴い、施設名称の「安城市知的障害児通園施設」が使用できなくなったため、もとより条例で規定されていた名称である「安城市立サルビア学園」に改めるため、改正する。	ウ		障害福祉課
8	①	安城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を定めることについて	H24.4.1施行	地方税法等の一部を改正する法律の公布に伴い、平成24年4月1日から施行されることにより改正する。	イ ウ オ		国保年金課
9	①	安城市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について	法の施行日と同日	新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)に基づいて対策本部を設置する	ウ		健康推進課
10	①	安城市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の改正	平成24年12月21日	一般廃棄物処理施設に置く技術管理者の資格	ア エ		環境保全課

No.	対象区分	市民参加を求めなかった事項	実施時期	対象事項の概要	市民参加を求めなかった理由	備考欄	担当課
11	①	安城市道路占用料条例の一部を改正する条例の制定について	平成25年4月1日	道路法施行令の一部改正に伴い、安城市道路占用料条例(昭和56年安城市条例第16号)の一部を改正。	ウ		維持管理課
12	①	安城市都市公園条例の一部を改正する条例の制定	平成25年4月1日	都市公園法の改正に伴い改正する。	ウ		公園緑地課
13	①	安城市公共下水道条例の一部を改正(追加)する条例について	平成24年12月21日公布	下水道法の一部改正(第2次一括法)に伴う下水道の構造に係る技術上の基準等の条例化	ウ	下水道法7条第2項	下水道管理課
14	①	安城市水道事業に係る布設工事監督者を配置する工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定める条例を定めること	3月22日	水道法の一部改正により布設工事監督者を配置する工事並びに政令で定める資格を参酌して布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を条例で定めることとされたため。	ウ		水道工務課